

# ご加入にあたって

団体信用生命保険は、債務者が返済中にお支払事由（死亡・所定の高度障害状態）に該当された場合に、その際の債務残高に応じて支払われる保険金を債務の弁済に充当する仕組の保険です。

ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】【正しく告知いただくために】【個人情報の取扱いについて】の内容とあわせて、この保険の目的がご自身の加入目的に合致しているかを必ずご確認ください。

## 契約概要

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解くださいますようお願いいたします。

### 1. 団体信用生命保険の特徴

- この保険は、社団法人全国信用保証協会連合会を保険契約者とし、信用保証協会の債務保証を伴って金融機関より融資を受けている賦払債務者（賦払債務者が法人※1である場合は、その業務執行につき代表権を有する連帯保証人※2）を被保険者とする保険契約で、被保険者が保険期間中に「6. 保険金のお支払いについて」に記載のお支払事由に該当された場合に、保険契約者が生命保険会社から受取る保険金をもって被保険者の債務（未償還残高）を弁済することを目的とする団体保険です。
- 信用保証協会による被保険者の債務に対する保証の割合にかかわらず、保険金額は債務の残高に応じて定まり、債務のご返済に応じて変動（逓減）いたします。  
保険金のお支払事由が生じた場合には債務保証を行っている信用保証協会へご連絡いただく必要がありますので、保険金が支払われる場合等この保険の契約内容について、ご家族等にもあらかじめご説明願います。

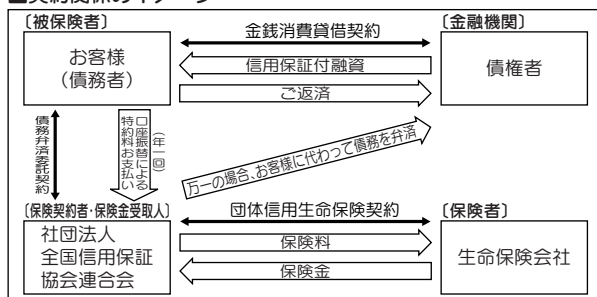
※1 法人とは、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者（資本金または常時使用する従業員数のいずれか一方が下表に該当する法人）であることを要する。

| 業種               | 資本金       | 従業員    |
|------------------|-----------|--------|
| ①製造業等（②～④の業種を除く） | 3億円以下     | 300人以下 |
| ②卸売業             | 1億円以下     | 100人以下 |
| ③サービス業           | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| ④小売業             | 5,000万円以下 | 50人以下  |

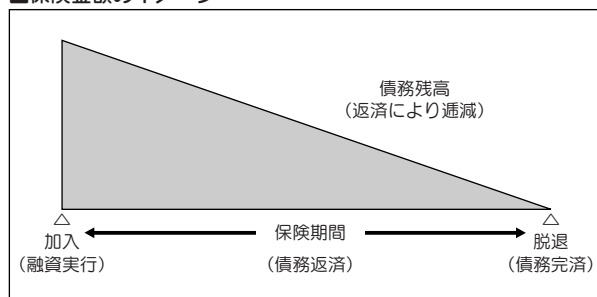
※2 2人以上いる場合にはそのうち1人とする。

（注）中小企業基本法は、「事業を営む会社及び個人」を対象としているため、医療法人、学校法人、宗教法人等は該当しません。「中小企業者」の定義についてご不明な点がある場合は信用保証協会までお問合せください。

#### ■契約関係のイメージ



#### ■保険金額のイメージ



### 2. 保障開始日について（保険期間の開始）

- 保障開始日は、融資実行日となります。（引受生命保険会社は、保障開始日から保険契約上の責任を負います。）ただし、引受生命保険会社から保証協会団信の被保険者となることについて承諾を得た方に限りです。

### 3. この保険契約から脱退いただく場合について（保険期間の終了）

1. 死亡されたとき
2. 高度障害保険金のお支払事由に該当され保険金が支払われたとき
3. 金融機関に対する債務を完済されたとき
4. 金融機関との間に締結した金銭消費貸借契約に基づく償還期限の日の属する月の末日
5. 被保険者から脱退の申出のあった日の属する弁済責任期間（特約料を支払った期間）の末日
6. 被保険者が満70歳となった日の属する弁済責任期間（特約料を支払った期間）の末日
7. 告知義務違反等により加入資格を喪失したとき
8. 法人が債務者の場合には、被保険者である連帯保証人が代表権を失ったか、または連帯保証人でなくなったとき
9. 特約料が2カ月連続して口座振替不能となった場合、弁済責任期間（特約料を支払った期間）の末日
10. 信用保証協会が代位弁済を行った日の属する弁済責任期間（特約料を支払った期間）の末日
11. 免責的債務引受等により債務者でなくなったとき

### 4. この保険契約から脱退された場合の返戻金について

- この保険には脱退による返戻金はありません。

（次ページに続く）

これらの書類は重要なものです。「被保険者様控」とともに大切に保管ください。

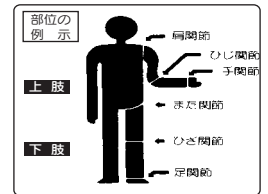
## 5. 引受生命保険会社について

- 日本生命保険相互会社（以下、「当社」といいます。）のほか複数の生命保険会社でこの保険をお引受けしている場合、各引受生命保険会社は、引受割合に応じてこの保険について権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負いません。この場合、当社は事務幹事会社として他の引受生命保険会社から委任を受け、この保険に関する事務を行います。なお、将来、引受生命保険会社（事務幹事会社）および引受割合は変更されることがあります。

## 6. 保険金のお支払いについて

- 被保険者が次のいずれかに該当された場合、保険金が支払われます。なお、死亡保険金・高度障害保険金のうちいずれかの保険金が支払われた場合には、以後その他の保険金は支払われません。

| 名称      | お支払事由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 死亡保険金   | <p>保険期間中に死亡されたとき</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 高度障害保険金 | <p>保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき<br/>所定の高度障害状態とは、以下のいずれかの状態をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①両眼の視力を全く永久に失ったもの</li> <li>②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの</li> <li>③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常に介護を要するもの<br/>「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</li> <li>2. 眼の障害（視力障害）<br/>(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。<br/>(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。<br/>(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。</li> <li>3. 言語またはそしゃくの障害<br/>(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合</li> <li>②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合</li> <li>③声帯全部のてき出により発音が不能な場合</li> </ol> </li> <li>(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。</li> <li>4. 上・下肢の障害<br/>「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。</li> </ol> |



## 7. 団信特約料について

- 団信特約料とは、団信加入者が金融機関の債務の弁済を連合会に委託するために支払う年払いの特約料です。
- 年に一回、連合会が収納事務を委託している第一生命カードサービス株式会社より事前にご案内のうえ、ご指定の口座より団信特約料を振替いたします。残高不足等により2ヵ月連続して振替が出来なかった場合は自動的に脱退となりますのでご注意ください。

ご通帳には「DSC（ホショウキョウカイ）」と表示されます。

（注1）一部の金融機関では「ダイイチセイメイCS」等と表示される場合があります。

（注2）DSCは第一生命カードサービス株式会社の略称です。

## 8. 団体信用生命保険契約に関するご連絡先（事務幹事会社：日本生命保険相互会社の連絡先）

- この保険契約に関するお手続きやご照会につきましては、まずは契約者である社団法人全国信用保証協会連合会（または取扱信用保証協会）にお問合せください。ご加入に際しての告知に関するご不明な点、その他団体信用生命保険に関するご要望・苦情につきましては、以下の連絡先（団体信用生命保険専用番号）へご連絡ください。

〔 団体信用生命保険専用番号 東京本部(日本生命法人サービスセンター)：TEL 0120-5639-28 〕  
〔 受付時間 月～金曜日 9:00～17:00(祝日、12/31～1/3を除く) 〕

※この連絡先は、団体信用生命保険専用窓口です。他の保険商品に関するご照会にはご対応できませんのでご了承ください。また、団体信用生命保険への加入申込の結果や保険金支払請求の結果の確認、各種手続きにつきましては契約者である社団法人全国信用保証協会連合会（または最寄りの信用保証協会）へお問合せください。

## 9. (社)生命保険協会による「生命保険相談所」について

- (社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（「生命保険相談所」と「地方連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。）
- また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

# 注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。  
ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解くださいますようお願いいたします。

## 1. 告知義務について

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままにお知らせいただくことを告知といい、ご加入にあたっては、告知していただく義務があります。5 ページに記載の「正しく告知いただくために」を必ずご確認のうえ、被保険者となられる方ご自身が「申込書兼告知書」に記入ください。
- 現在または過去の健康状態等によっては、ご加入をお断りすることがあります。

## 2. 保障開始日

- 保障開始日は、融資実行日となります。
- 借換えの場合は、新たに告知いただいたうえでご加入いただくこととなりますので、健康状態等によってはご加入をお断りすることがあります。ご加入いただく場合でも、借換え前にご加入されていた団体信用生命保険契約からの継続的な保障はなく、借換融資の実行日が新たな保障開始日となります。このため、例えば、新たな保障開始日前の傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されてもお支払いの対象となりませんので十分ご留意ください。

## 3. 保険金が支払われない場合

- 次のような場合には、保険金は支払われません。

### (1) 免責事由によりお支払事由に該当された場合

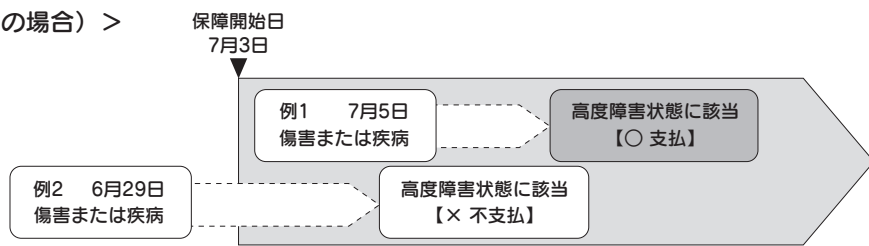
|      |         |                  |               |
|------|---------|------------------|---------------|
| 免責事由 | 死亡保険金   | ・ 保障開始日から1年以内の自殺 | ・ 戦争その他の変乱（*） |
|      | 高度障害保険金 | ・ 被保険者の故意        | ・ 戦争その他の変乱（*） |

（\*）ただし、戦争その他の変乱によりお支払事由に該当した被保険者数に応じ、保険金を全額または削減して支払われることがあります。

### (2) 保障開始日前に生じている傷病を原因とする場合

|         |                                                                                                                          |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高度障害保険金 | 高度障害保険金のお支払いは、高度障害状態の原因となる傷害または疾病が保障開始日以後に生じた場合に限りです。原因となる傷害または疾病が保障開始日より前に生じていた場合は、その傷害または疾病を告知いただいた場合でも、お支払いの対象となりません。 |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### <具体例（高度障害保険金の場合）>



### (3) お支払事由に該当しない場合

<お支払事由に該当しない場合の例>

#### ○高度障害状態について

##### a. 「両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当しない具体例

- ・ 視野狭さく（視野がせまくなってしまふ状態）および眼瞼下垂（筋力の低下により上まぶたが垂れ下がって目がよく開かない状態）による視力障害は、視力低下ではないことから視力を失ったものに該当しません。

##### b. 「言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの」に該当しない具体例

- ・ 「そしゃく」とは「かむ」ことをいい、消化器系の障害や嚥下障害（飲み込むことの障害）のために、流動食しか摂取できなくなった場合は、そしゃくの機能の障害ではないことから、そしゃくの機能を失ったものに該当しません。

##### c. 「中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」、「胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」に該当しない具体例

- ・ 関節リウマチ（慢性）は関節の疾病であり、「中枢神経系」に障害を残すものに該当しません。
- ・ 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできずに常に他人の介護を要する状態をいいます。特別の器具（介護用品等）を使用して自力でできる場合は含まれません。
- ・ 半身麻痺の場合は、「常に介護を要する状態」でなければ高度障害状態には該当しません。（例えば、左半身の麻痺が生じ、入浴・排泄の後始末・歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの右半身は正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行うことができる場合は「常に介護を要する状態」には該当しません。
- ・ 腎臓病による人工透析や心臓ペースメーカーの埋め込みの場合、そのみでは「常に介護を要する状態」に該当しません。

### 3. 保険金が支払われない場合（続き）

#### d. その他

- ・ 以下のようなケースについては、一般的に、回復の見込みがあり症状が固定しているとはいえないため、お支払いの対象となる高度障害状態には該当しません。
  - ・ 受傷・発病からの経過が浅く、障害状態が固定しているとはいえない場合
  - ・ リハビリにより当初の障害状態が改善される可能性があり、症状が固定しているとはいえない場合
- ・ お支払いの対象となる高度障害状態は、身体障害者福祉法や国民年金法に定める状態、公的介護保険制度に定める要介護状態などとは異なります。
- ・ 障害により就業が不可能となるほどの障害状態になられたとしても、お支払いの対象となる高度障害状態に該当しているとは限りません。

※高度障害保険金をご請求いただいた時点で高度障害状態に該当しない場合でも、その後の症状の進行により該当する場合があります。その場合は該当した時点で再度保険金をご請求いただきますので、取扱信用保証協会へご連絡ください。

#### (4) 告知義務違反による解除の場合

「申込書兼告知書」にて事実を告げなかったかまたは事実と異なることを告げ、この保険契約のその被保険者についての部分が解除された場合には、保険金は支払われません。（ただし、お支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、支払われます。）

#### (5) 詐欺・不法取得目的による無効の場合

契約者または被保険者に詐欺の行為や保険金を不法に取得する目的があり、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が無効とされた場合には、保険金は支払われません。

#### (6) その他保険契約の失効等の場合

契約者から引受生命保険会社に保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失った場合や、被保険者数が引受生命保険会社の定める基準を下回り、この保険契約が解除された場合には、保険金は支払われません。

#### 〈ご注意〉

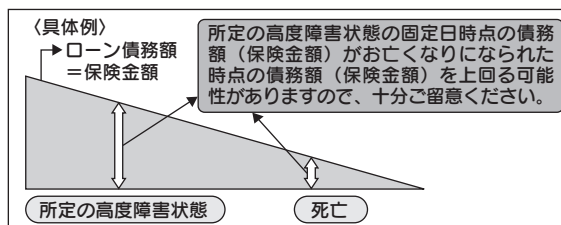
- ・ 引受生命保険会社は、保険金のご請求内容等を確認させていただくため、被保険者やその家族および被保険者を診療した医師等に対し症状等について照会・確認をさせていただくことがあります。
- ・ 照会・確認に際し、被保険者等が事実の照会について、正当な理由なく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金は支払われませんので、あらかじめご了承ください。

### 4. 支払保険金額について

- 保険金受取人である社団法人全国信用保証協会連合会（契約者）からのご請求により保険金をお支払いしますので、保険金のお支払事由が生じた場合には、すみやかに信用保証協会にご連絡ください。

- お支払いする保険金額は、社団法人全国信用保証協会連合会からご請求いただいた保険金のお支払事由に被保険者が該当されたときの債務額を基準に定まりますので、ご請求いただく保険金の種類（死亡保険金、高度障害保険金）によりお支払いする保険金額が異なる場合があります。

死亡保険金・高度障害保険金のいずれかの保険金が支払われた場合、保障は終了し、以後他の保険金は支払われませんので、ご連絡にあたっては十分ご注意ください。



### 5. 保険金額の上限について

- ご加入いただける保険金額の上限は1億円となります。ただし、信用保証協会の債務保証を伴う金融機関でのお借り入れの際に、既に保証協会団信にご加入されている場合には、その加入金額を含め1億円が上限となりますので十分ご注意ください。

### 6. その他 特にご留意いただきたい点について

- 同一の金銭消費貸借契約にかかる債務について、保証協会団信と他の団体信用生命保険契約への重複した加入はできませんのでご注意ください。

### 7. 生命保険契約者保護機構について

- 引受生命保険会社各社は生命保険契約者保護機構に加入しています。
  - ・ 引受生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額が削減されることがあります。引受生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも保険金額が削減されることがあります。
  - ・ 保険契約者保護の措置の詳細につきましては、「生命保険契約者保護機構」までお問合せください。

（お問合せ先）生命保険契約者保護機構 TEL 03 - 3286 - 2820

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

# 正しく告知いただくために

この書面には、ご加入に際して被保険者となられる方で本人に正しく告知いただくための重要な事柄について記載しております。告知書に記入いただく前に必ずご確認ください、内容をご理解のうえ、告知いただきますようお願いいたします。

万一正しく告知がなされない場合には、「告知義務違反」として保険金が支払われないことがあります。

## 1 健康状態等について、被保険者となられる方ご本人がありのままを告知してください。（告知義務）

- 被保険者となられる方には健康状態等について告知していただく義務があります。したがって、ご加入にあたっては、過去の傷害または疾病歴、現在の健康状態、身体の障害等、当社が「申込書兼告知書」でお尋ねする事項について、被保険者となられる方ご本人が、事実をありのまま正確にもれなくご記入ください。

（※）また、所定の保険金額を超える場合には、告知に加え、「健康診断結果証明書」を提出いただきます。

## 2 契約者等（金融機関・信用保証協会）の担当者や生命保険会社の職員へお話しただいても告知したことにはなりません。

- 契約者等（金融機関・信用保証協会）の担当者・生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）は告知をお受けする権限がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。告知にあたっては、「申込書兼告知書」に記入のうえご提出ください。

## 3 傷病歴等がある場合でも、全てのご加入をお断りするものではありません。

- 現在または過去の健康状態等によっては、契約者間および加入者（被保険者）間の公平性を保つため、ご加入をお断りすることがあります。ただし、傷害または疾病歴等がある場合（「申込書兼告知書」の告知事項1～3に該当する場合。以下同じ）でも、現在の健康状態によっては、ご加入をお引受けできる場合がありますので、事実をありのまま正確に告知ください。

（※）「申込書兼告知書」に傷害または疾病歴等の記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入をお断りすることがあります。

## 4 「告知義務違反」があった場合、保険金が支払われない場合があります。

- 告知いただく事項は、「申込書兼告知書」に記載しています。これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と違うことを告知いただいた場合、保障開始日から2年以内であれば、「告知義務違反」としてこの保険契約の当該被保険者の部分が解除される場合があります。お支払事由が発生した後においても解除される場合があります。

次のような事例は、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合に当たります。

（事例1）医師の治療（診察・検査・指示・指導を含みます）・投薬を受けているにもかかわらず、その旨の告知をされなかった。

（事例2）Aの病気の治療中にもかかわらず、Aと異なるBの病気について治療中である旨を告知された。

（事例3）A・B両方の病気を治療中にもかかわらず、Aの病気についてのみ治療中である旨を告知された。

（事例4）「申込書兼告知書」の申込日（告知日）欄に「告知事項の実際の日」以外の日を記入され、申込日（告知日）の健康状態が事実と相違した。

- 解除された場合には、お支払事由が発生していても保険金は支払われません。既に保険金が支払われていたときは、引受生命保険会社はその返還を請求します。（ただし、お支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、支払われます。）

（※）なお、「告知義務違反」として解除される場合以外にも保険金が支払われないことがあります。例えば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合は、保障開始日からの経過年数にかかわらず、詐欺による無効を理由として保険金が支払われないことがあります。

## ●告知に関する照会窓口

- 被保険者となられる方が告知を行うにあたり、ご不明な点がございましたら、契約者である社団法人全国信用保証協会連合会にお問合せいただくか、2ページの【契約概要】「8. 団体信用生命保険契約に関するご連絡先」に記載の連絡先までお問合せください。

（※）契約者である社団法人全国信用保証協会連合会ならびに団体信用生命保険専用電話では告知をお受けすることはできません。ご不明な点についてご照会・ご確認のうえ、ご理解いただき、告知すべき内容があれば、被保険者となられる方ご本人が「申込書兼告知書」に記入いただく必要があります。

# 個人情報の取扱いについて

## 1. 社団法人全国信用保証協会連合会及び信用保証協会、特約料振替口座指定先兼借入申込金融機関における利用目的について

『保証協会団信』申込書兼告知書、『保証協会団信』債務弁済委託契約に係る特約料口座振替依頼書等（1枚目から3枚目）に記載の個人情報並びにその他本団体信用生命保険（以下、「本保険」といいます。）及び本保険を裏付けとする債務弁済委託契約（以下、「本契約」といいます。）に必要な個人情報（「保証協会団信」の適正な運営に必要な業務のため、社団法人全国信用保証協会連合会（以下、「連合会」といいます。）及び信用保証協会（以下、「協会」といいます。）が取得し、次の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。また、特約料振替口座指定先兼借入申込金融機関（以下、「金融機関」といいます。）宛の『保証協会団信』債務弁済委託契約に係る特約料口座振替依頼書（4枚目）に記載の個人情報については、金融機関が取得し本契約に係る特約料の口座振替事務の履行に必要な範囲で利用いたします。

| 利用目的                                                                                                                   | 個人情報                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①本保険への加入、被保険者の維持管理、保険金請求等本保険に係る事務手続き、その他本保険に関連・付随する業務の履行<br>②適切な業務の遂行に必要な範囲での引受生命保険会社（連合会が保険契約を締結する引受生命保険会社。以下同じ。）への提供 | ア 氏名・生年月日・住所・告知事項（必要に応じご提出頂く「健康診断結果証明書」や「診断書」等に記載の健康状態に関する情報を含む。）等被保険者本人に関する情報<br>イ 債務者名・借入予定額等本保険による債務弁済の対象となる債務に関する情報<br>ウ その他加入・脱退、死亡若しくは高度障害による保険金請求等本保険に係る手続き、維持管理等に必要な情報 |
| ①特約料の請求、口座振替等本契約に係る事務手続き、その他本契約に関連・付随する業務の履行<br>②適切な事務の遂行に必要な範囲での金融機関への提供                                              | ア 氏名・生年月日・住所等債務弁済委託者本人に関する情報<br>イ 指定口座・口座名義人等本契約に係る特約料の振替口座に関する情報<br>ウ その他本契約に係る事務手続きに必要な情報                                                                                    |

## 2. 協会から連合会への第三者提供について

協会は、お客様の個人情報（借入残高・貸付実行日・最終返済日等本保険による債務弁済の対象となる債務に関する情報及び氏名・生年月日等お客様本人に関する情報）を、①本契約に係る特約料の計算、債務弁済委託者の維持管理及びその他本契約に関連・付随する業務の履行、②本保険に係る保険料の計算、被保険者の維持管理及びその他本保険に関連・付随する業務の履行、並びに③適切な事務の履行に必要な範囲での引受生命保険会社及び金融機関への提供のために必要な範囲で、本契約の受託者であり、かつ本保険の保険契約者である連合会に対して提供いたします。

## 3. 連合会・協会から、引受生命保険会社・金融機関への第三者提供について

連合会及び協会は、以下に掲げるお客様の個人情報を、以下に掲げる利用目的の達成に必要な範囲で、引受生命保険会社及び金融機関に対して提供いたします。

|    | 提供先      | 利用目的                                                                                  | 個人情報                                                                                                                                                                                      |
|----|----------|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I  | 引受生命保険会社 | ①本保険への加入資格の確認・審査、②被保険者の維持管理、③各種保険契約の引受・継続・維持管理、④保険料の計算、⑤保険金の支払い、⑥その他保険契約に関連・付随する業務の履行 | ア 氏名・生年月日・住所・告知事項（必要に応じご提出頂く「健康診断結果証明書」や「診断書」等に記載の健康状態に関する情報を含む。）等被保険者本人に関する情報<br>イ 債務者名・借入残高・貸付実行日・最終返済日等本保険による債務弁済の対象となる債務に関する情報<br>ウ その他加入・脱退、死亡若しくは高度障害による保険金請求等本保険に係る手続き、維持管理等に必要な情報 |
| II | 金融機関     | ①債務弁済金による充当<br>②保証協会団信に関連・付随する業務の履行                                                   | ア 氏名・生年月日・住所等債務弁済委託者本人に関する情報<br>イ 債務者名・借入残高・貸付実行日・最終返済日等本保険による債務弁済の対象となる債務に関する情報<br>ウ 指定口座・口座名義人等本契約に係る特約料の振替口座に関する情報<br>エ 加入申込についての諾否、債務弁済金支払可否結果<br>オ その他保証協会団信に係る事務手続きに必要な情報           |

なお、保健医療等の機微（センシティブ）情報については保険業法施行規則により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されております。

## 4. 引受生命保険会社・金融機関から、連合会・協会への第三者提供について

連合会及び協会は、お客様の本保険への加入申込諾否結果等本保険の事務手続きに必要な情報を、被保険者の維持管理、加入状況の確認のために必要な範囲で、また上記3. I に掲げる個人情報を上記3. I に掲げる利用目的の達成に必要な範囲で引受生命保険会社から提供を受ける場合があります。

連合会及び協会は、保険事故の発生等保証協会団信に係る事務手続きに必要な情報を、保険金請求等保証協会団信に係る事務手続きのために必要な範囲で、また上記3. II に掲げる個人情報を上記3. II に掲げる利用目的の達成に必要な範囲で金融機関から提供を受ける場合があります。

- (注1) なお、引受生命保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受生命保険会社に提供されます。また、引受生命保険会社は、上記3. I に掲げる個人情報を、上記3. I に掲げる利用目的（③、⑤及び⑥）の達成に必要な範囲で他の生命保険会社に提供する場合があります。
- (注2) また、協会・連合会・引受生命保険会社・金融機関での事務手続きに当たって相互に必要な個人情報を確認することがありますが、各々の事務処理に必要な範囲にのみ個人情報を取り扱います。
- (注3) 引受生命保険会社は、告知の有無にかかわらず、引受生命保険会社にて保有するお客様の個人情報を利用し、お客様の本保険への加入・被保険者の維持管理、保険金の支払いの可否を判断することがあります。
- (注4) 引受生命保険会社はご加入をお断りする場合においても、その理由にかかわらずお客様からいただいた個人情報を上記目的の範囲で利用いたします。なお、ご提出いただいた告知書・健康診断結果証明書・診断書等の書類につきましては、ご加入の承諾・不承諾にかかわらず、ご返却いたしませんのでご了承ください。